ぱんじー通信

令和5年　冬号　No.38

あけまして おめでとうございます

新年あけましておめでとうございます。

本年もよろしくお願いいたします。

2013 年（平成 25 年）に誕生したぱんじーは、今年で 10 周年を迎える年となりました。この 10 年間で権利擁護支援をめぐる状況も変化しました。2016 年（平成 28 年）には成年後見制度利用促進法が施行されました。成年後見制度が必要な人に届くように、また、利用する人がメリットを感じることができるようにと、地域に権利擁護支援の中核となる機関を設置することを目標に掲げた法律でした。

そしてぱんじーは、昨年、甲賀圏域における中核機関として位置づけられ、地域の権利擁護支援センターとしてリニューアルしました。

これからも権利擁護支援の必要な方は増えることが見込まれます。地域の期待にお応えできるよう職員一同、精一杯向き合っていきたいと思っております。

2023 年（令和５年）元旦

所長　桐髙　とよみ

法人名称変更記念　権利擁護支援講演会

チームで意見が異なる。それがいい。見方が違う。それをぶつけ合うことが大切！

昨年 10 月 16 日（土）、甲南情報交流センター（忍の里プララ）において、全国権利擁護支援ネットワーク代表の佐藤彰一氏をお招きし、講演会およびパネルトークを開催しました。高齢・障がい分野をはじめ医療や司法分野の支援者 65 人が集い、権利擁護の理解を深めることができました。

参加者からは、「支援者として心がけるべき点、また国の動きについてもわかりやすく説明いただき、大変参考になった」、「権利擁護は、自己決定を尊重し、本人にとって最善の利益を確保するように、地域のネットワークの中で進めて行くことの重要性を学ぶことができた」などの感想が寄せられました。

障害者権利条約と意思決定支援

「私たちのことを、私たち抜きに決めないで　～Nothing About Us Without Us～」。この合言葉のもと、世界中の障がいのある人たちが参加し 2006 年に作成されたのが、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」です。日本は 2014 年に批准しました。

昨年９月９日、国連障害者権利委員会は、条約批准後初めて８月に行われた建設的対話（審査）の結果として、日本政府への総括所見（勧告）を発表しました。

勧告では、分離教育の中止、脱施設化、精神科への強制入院を可能にしている法律の廃止のほか、条約第 12 条（法律の前にひとしく認められる権利）に関して、代替的な意思決定体制の廃止を視野に入れ、すべての差別的な法規定と政策を廃止、支援付き意思決定メカニズムを確立することを求めています。これは、条約が、「人は誰でも自分のことは自分で決めることができるのであり、自分で決めるに当たっては最大限の支援を受けることができるはずである」とする基本的な考え方に依拠するものです。

昨年 10 月に権利擁護支援講演会の講師としてお迎えした佐藤彰一氏（全国権利擁護支援ネットワーク代表）も講演のなかで、※『ある人に、そのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。他人（支援者）にできることは、「ある」か「ない」か、いずれかを「推測」することだけ。これまでは「ない」と「推測」することが多かった。これからは「ある」と「推測」する方向へ変わった』と、能力不存在推定（代行決定）から能力存在推定（意思決定支援）へのパラダイム転換に言及されました。

さらに、※「意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合（あるいは本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合）であり、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の問題である。代行決定する支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。要するに、代行決定は、本人に能力がないから行うものではない。支援者に能力がないから行うものである」と指摘されました。

現行法制度の下では、私たち支援者は、下記ガイドライン等が示す意思決定支援を行う際の原則に則り、日常の意思決定支援を丁寧に積み重ねるとともに、意思決定支援に名を借りた安易な代行決定に陥ることのないよう努めなければなりません。

本人の意思決定能力は本人の個別能力だけではなく、意思決定支援者の支援力によって変化することに留意が必要です。

条約第 12 条　抜粋

＜法律の前にひとしく認められる権利＞

1　締約国は、障害者が全ての場所において法律の前に人として認められる権利を有することを再確認する。

2　締約国は、障害者が生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享有することを認める。

3　締約国は、障害者がその法的能力の行使に当たって必要とする支援を利用する機会を提供するための適当な措置をとる。

４および５　（略）

※　能力不存在推定（代行決定）

この人は、判断能力が十分でないか、存在していない。そのために周囲のことはもちろん自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活でとても困難な状況に置かれることになりがちである。だから他の人がその人に代わって、その人のことについて判断をしてあげなければならない。

※　能力存在推定（意思決定支援）

どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる。

※印の部分は、佐藤氏の講演資料から引用

＜意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン（令和２年 10 月）

意思決定支援とは…

特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人の必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動

意思決定支援を行う際の３つの原則

①　すべての人は意思決定能力があることが推定される。
②　本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。
③　一見すると不合理に見える意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。

本人・家族のための
成年後見制度相談会
を開催します！

成年後見制度がどんな制度か分からないので不安、メリット・デメリットを知りたい、家族の後見人になりたいが自分にできるか心配、親族後見人として活動しているが業務に不安がある等、成年後見制度に関する相談を受け付けます。お気軽にお申込みください。

日時：１月14日（土）　午前９時～午後４時
※１組１時間　相談無料

会場：甲南地域市民センター３階　ぱんじー事務所

対象：本人または親族後見人が甲賀市・湖南市在住で親族後見人として活動、または活動を検討されている方、成年後見制度利用について相談したい方

申込：電話またはメールでNPOぱんじーまでご連絡ください。

市民向け
権利擁護セミナー
を開催します！

権利擁護支援は福祉や司法の専門職等のみが行うものではなく、市民のみなさまにも認識していただくことで、地域共生社会をつくることができます。本セミナーは、権利擁護支援について考えるきっかけづくりを目的に開催します。

日時：３月４日（土）
午後１時30分～午後３時30分

会場：湖南市社会福祉センター

テーマ：**（仮）「身寄り」問題について考える**

講師：司法書士
太田　智真　氏

参加費：無料

申込：電話またはメールでNPOぱんじーまでご連絡ください。

令和4年4月～10月の相談件数

相談総件数は、前年同期との比較では、甲賀市、湖南市、その他のいずれも減少傾向にありますが、障がい者にかかる相談において甲賀市が増加している一方、湖南市の減少が顕著です。また、相談実人数でも甲賀市の障がい者にかかる相談人数が前年同期の２倍となるほか、新規相談人数も増加しています。

【相談総件数】

	甲賀市				湖南市				その他				合計
	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計	
4月	79	36	5	120	34	55	0	89	6	0	0	6	215
5月	87	50	1	138	28	39	0	67	4	0	0	4	209
6月	93	51	0	144	28	41	1	70	4	0	0	4	218
7月	84	97	0	181	19	33	0	52	1	0	0	1	234
8月	57	92	1	150	18	18	0	36	5	1	0	6	192
9月	51	109	2	162	49	23	0	72	3	0	0	3	237
10月	80	71	2	153	41	18	0	59	2	0	0	2	214
合計	531	506	11	1,048	217	227	1	445	25	1	0	26	1,519
前年同期	830	224	22	1,076	223	280	1	504	13	57	7	77	1,657

【相談実人数（新規人数）】

	甲賀市				湖南市				その他				実人数	うち新規人数
	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計	高齢	障がい	その他	計		
合計	193	126	9	328	122	28	1	151	12	1	0	13	492	113
前年同期	196	64	7	267	104	40	1	145	6	13	3	22	434	99

相談会のお知らせ

専門相談（予約制）

弁護士相談	司法書士相談
毎月第２木曜日	毎月第４木曜日

※祝日等で開催日が変更する場合があります。
※いずれも時間は 13 時から 16 時までの１時間
（定員３名）
※ご希望の方は１週間前までにご予約ください。

令和5年4月採用 相談員を募集！

ぱんじーは、成年後見制度に関する相談業務を中心に、成年後見制度の普及・啓発や利用支援、権利擁護支援等の事業を行っています。一緒に地域の権利擁護の推進に力を発揮していただける方を募集しています。

○資　　格　①社会福祉士または精神保健福祉士の資格を持っている人（見込み可）
　　②普通自動車免許（AT 限定可）
○年　　齢　昭和 57 年４月２日から平成 13 年４月１日までに生まれた人
○募集人員　１人
○基 本 給　法人給与規程による
（大卒：１８０,３００円～　経験者の方は、前歴により優遇あり）
○諸手当等　・通勤手当　・時間外手当
・賞与あり　・社会保険加入
※その他の手当については、面接時等に説明。
○勤務時間　８時 45 分～17 時 45 分（８時間勤務）
○年次有給休暇　初年度 10 日（６か月継続勤務後）
○応募方法　採用試験申込書を郵送してください。
申込書はホームページからダウンロードしてください。
○試　　験　作文および面接による。試験日は申込者に通知します。
※応募は随時受け付けます。応募があり次第、順次試験を行い、採用を決定します。

高齢者・障がい者

なんでも相談会 を開催します！

２月４日（土）
13：30～16：30
湖南市保健センター
１人当たり相談時間：
概ね１時間程度

〔予約受付〕
１月 10 日（火）から 24 日（火）までの期間に、電話、メールまたはＦＡＸで下記までご連絡ください。

ご予約の際に、氏名、連絡先、相談内容をお伺いします。
※定員に達し次第、受付終了

会員募集中

当法人の目的や事業に賛同し、ぱんじーを応援していただける方に会員の加入をお願いしています。もちろん継続も受付中です！
正 会 員　個人１口　1,000 円／年　団体 5,000 円／年
賛助会員　個人１口　500 円／年　団体 3,000 円／年
（広報誌「ぱんじー通信」を年４回お届けします。正会員は総会での議決権あり。）

特定非営利活動法人ぱんじー

〒520-3308
滋賀県甲賀市甲南町野田 810 番地　甲南地域市民センター
TEL：0748-86-6161　FAX：0748-86-6199
ホームページ：https://www.pan-g.com
E-mail：pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp